



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **遺産分割等に関する民法の改正**

先月に引き続き民法における相続分野の改正事項についてご紹介します。先月は配偶者の居住権についての改正を取り上げましたが、今回は遺産分割に関する改正の内容をご紹介します。

#### 1. 夫婦間の居住用不動産の贈与等の保護制度

##### (1) 制度の内容

婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地(以下、居住用不動産)を遺贈又は贈与した場合、原則として相続財産の計算上、その遺贈又は贈与について特別受益の持ち戻し、つまり遺産の先渡しがあったと考え、相続財産として計算する必要がなくなります。なお本制度は2019年7月1日に施行されました。

##### (2) 改正前の制度

下図の事例のように被相続人が配偶者の生活を保護する目的で、居住用不動産の持分2分の1を生前に贈与していたとしても、各相続人の遺産分割額を計算する時にその贈与は特別受益として相続財産に加算することになります。

(事例) 相続人 配偶者と子2名(長男と長女)  
遺産 居住用不動産(持分2分の1) 2000万円(評価額)  
その他の財産 6000万円  
配偶者に対する贈与 居住用不動産(持分2分の1) 2000万円

被相続人  
生前贈与  
遺産の先渡しを受けたものと取り扱われる  
配偶者の取り分を計算する時には、生前贈与分についても、相続財産とみなされるため、  
 $(8000万 + 2000万) \times 1/2 - 2000万 = 3000万円$  となり、  
最終的な取得額は、  
 $3000万 + 2000万 = 5000万円$  となる。  
結局、贈与があった場合とそうでなかった場合とで、最終的な取得額に差異がないこととなる。  
(政府広報パンフレットより転載)

##### (3) 改正後の制度

上記(2)と同様の事例において、被相続人が生前に贈与した居住用財産は相続財産に加算する必要がありませんので、改正前の制度に比べて配偶者はより多くの相続財産を取得できるようになります。

被相続人  
生前贈与  
遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要なし  
同じ事例において、生前贈与分について相続財産とみなす必要がなくなる結果、配偶者の遺産分割における取得額は、  
 $8000万 \times 1/2 = 4000万円$  となり、  
最終的な取得額は、  
 $4000万 + 2000万 = 6000万円$  となり、贈与がなかったとした場合に行う遺産分割より多くの財産を最終的に取得できることとなる。  
(政府広報パンフレットより転載)

#### 2. 相続された預貯金の払戻し制度

##### (1) 制度の内容

相続された預貯金について、生活費や葬儀費用の支払いや相続債務の弁済などに充てるため、遺産分割前であっても限度額まで払い戻しを受けることができます。なお本制度は2019年7月1日に施行されました。

##### (2) 限度額

限度額は相続開始時に口座にあった預貯金額の3分の1に、払戻しを行う共同相続人の法定相続分を乗じた金額となります。例えば相続開始時に預貯金が600万円あり、相続人が長男と次男の2人で、長男が払戻しを行うことができるのは、 $600万円 \times 1/3 \times 1/2 = 100万円$ と計算されます。